地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

第一

地方交付税の総額の特例

令 和二 一年度分 の 通常収支に係る地方交付税の総額については、 地方交付税法第六条第二項 \hat{O} 額に、

令和二年度における法定加算額二千六百八十七億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計 に お け る剰

余金の活用等による加算額三千五百億円を加算した額から、 交付税及び譲与税配付金特別会計借 入金

償還額 五千億円、 同特別会計借入金利子支払額七百七十一億円、 平成二十年度分、 平成二十一年度分

及び平成二十八年度分 の地方交付 税 0 総額 を確保するため総額 0 特例として加算 した額に相当す る 額

のうち令和二年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額二千三百五十四億八千四百 兀

十万円を控除した額とすること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

(-)地 域 社 会の 維 持 再生に必要とな る取組 に要する経費の財源を措置するため、 当分の間の措置とし

て「地域社会再生事業費」を設けること。

(二) 幼児教育 保 育の 無償化、 児童 一虐待 防· 止 の充実、 障害者の自立支援の充実、 介護保険料の 低 医所得者

軽 減 強化、 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等の充実に要する経費の財源を措置すること。

- (Ξ) 高等 教育の無償化、 特別支援教育の充実に要する経費の)財源 を措置すること。
- (四) 森林 -環境譲 与 税を活用して実施する森林整備等に要する経 費 0 財源を充実すること。

(五)

会計

年

-度任

用

職員

引制度のは

施行に伴う期末手当の支給等に要す

る経費の財源を措置すること。

(六) その 他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる

経費 0 財源を措置すること。

(七) 臨時 財 政 以対策 債 \wedge の振 .替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 基準財 政収入額の算定方法の 特例

令 和二年度において、 東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の い課税免

除 0 措 置 、等による減収額として総務省令で定める額 0 百分の七十五 一の額を. 加算する特例を設けること。

特定被災地 方公共団体に係る基準 財 政 需要額 及び 基準 財 政収 入額 0 算定方法の 特 例

兀

令 和二年度において、 特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、 必

要な特例措置を設けること。

五 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、 令和二年度分の地方交付税の総額に三千四百二十三億四千九百

一万二千円を加算すること。

その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けること。

六 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長するこ

کے

令和二年度から令和四年度までの間に限り、 臨時財政対策債を発行することができることとすること。

 \equiv 令和二年度から令和六年度までの間に限り、 地方公共団体における河川等におけるしゅ んせつ等に要

する経費に充てるため、 第五条の規定にかかわらず、 地方債を起こすことができることとすること。

四 その他所要の改正

交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置に関する規定を設けること。

一 その他所要の改正